

2022年7月28日

軽井沢ゴルフ問題の住民訴訟「違法公金支出金返還等請求事件」の、継続の是非について

原告代表 茂木 皓三

表題の件につき、7月22日、原告の皆さんとの話し合い、および意見聴取の結果、以下の理由により取り下げることになりました。

第一の理由は、岸本聡子区長が誕生したからです。

今回の区長選の結果により、被告が、田中良杉並区長から、岸本聡子杉並区長に代わるようになります。すると、私たち原告が応援してきた岸本氏と今後は対立構図になりますが、形式上とはいえ、それは私たちが考えていたこととは全く違う展開で、公共の在り方を追求する新区長を否定することに繋がりがねません。それは区長選をたたかった区民の一人として耐え難く、その政策への信頼もあり避けたいと考えました。なお、公費支出の違法性を審理するこの住民訴訟において、岸本区長といえども、「原告の訴えの通り、この支出は違法である」と表明することは残念ながらあり得ません。行政の長として、また、岸本氏であればこそ、職員に責任を取らせる判断をすることは無いと思います。

第二に、私たちの訴えた不当・違法な税金の遣い方は、岸本区長の下で、今後改善されることが十分期待できると考えたからです。

訴えとは、コロナ禍により東京都で行動制限が出されている時期に、県を超えて片道3時間かけて、(当時の区長は)公用車で軽井沢まで行き(会議にはオンライン参加の人もいた)、3時間ほどの会議。その後会議は終わったのに帰京せずに(秘書課長は公用車でその日のうちに庁舎へ戻った)、酒食の宴会。そして宿泊(往きの交通費と宿泊代は区の税金から支出した)。翌日、幹部職員は休暇をとって併設のゴルフ場でプレー。しかも、杉並区の施設管理に目下応募中である事業者とその施設所管トップである部長(「応募の話はしていない」と答弁しているが)が同一チームという在りよう。

このような税金の遣い方と事業者との癒着ぶりに、私たち区民は、怒り、呆れ、住民監査請求を提出しました。ところが、区長らの行為を監査すべき監査委員の報告は、私たちの指摘を退け、区長らの行為にお墨付きを与えるものでした。失望した私たちは、一縷の望みをかけて提訴したのです。

しかし、今般の区長選で、区民は、司法より先に私たち原告の主張をも含めて明確な審判を下しました。野放図な税金の遣い方をした人ではなく、「区民との対話」を訴えた岸本聡子さんが区民に選ばれたのです。これこそが、私たちの判断を律するものとなっています。

なお、住民訴訟の取り下げは前区長の行為の是認を意味しません。私たちは岸本区長と争うのではなくて、岸本区長と共に、区政の刷新に力を注ぎたいと考えています。

以上